

関係省の2020年度税制改正要望まとまる

昨年の与党税制改正大綱を踏まえ、各省が要望

2020年度（令和2年度）予算概算要求に伴う関係3省の税制改正要望が出揃った。各省とも、昨年12月に決定した2019年度（平成31年度）税制改正大綱を踏まえ、今回は自動車関係諸税の具体的な要望は少なく、経済産業省では検討課題として、「その（自動車関係諸税の）課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う」ことを掲げている。また、3省ともに自動車整備事業者等に係る租税特別措置の延長などを要望した。

関係省の2020年度税制改正要望（自動車関係項目の抜粋）は次の通り。

■経済産業省

◇自動車関係諸税の課税のあり方の検討（自動車重量税、自動車税、軽自動車税）

2019年度与党税制改正大綱では、「税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、今般の措置をもって最終的な結論とする」とされたところ。自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

◇公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

- ・事業者の公害防止対策に対する取り組みの促進を図るため、事業者が設置する公害防止施設に係る固定資産税の軽減措置について、適用期間の延長（2年）を図る。

■国土交通省

◇公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

- ・自動車整備事業者等が取得する廃油処理装置に係る課税標準の特例措置を2年間（2020年4月1日

～2022年3月31日）延長する。

《現行特例措置》

水質汚濁防止法による一定の工場又は事業場に新設する廃油処理装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置。

- ①複数の市町村にまたがる資産：1／2
- ②その他の資産：市町村の条例で定める割合（1／3～2／3）

■環境省

◇税制全体のグリーン化の推進

第5次環境基本計画（2018年4月17日閣議決定）に基づき、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進するために、次のとおり、幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。

○地球温暖化対策

- ・2012年10月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。

○自動車環境対策

- ・地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害者補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。

◇公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設、汚水・廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置【延長】（固定資産税）

- ・公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準に関し、特例措置について適用期間を2年間延長。
(日本自動車会議所まとめ)